

議 案 第 59 号

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議するため、新居浜市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し、調査審議を行う新居浜市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、本案を提出する。